

唯一無二の誇り高き学校づくりに係る魅力・情報発信等業務委託仕様書

1. 委託業務名

唯一無二の誇り高き学校づくりに係る魅力・情報発信等業務委託

2. 委託者

佐賀県教育委員会事務局教育振興課

3. 業務の目的

県教育委員会では、県立高校において、学校の魅力や強みを磨き上げ、学校の魅力を発信することにより、県内外からの志願者数を増加させ、学校の活性化を図ることを目的として「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでいる。

今回は、令和7年度に普通科改革^(※)を実施する高校について、普通科改革に関する情報発信を行うことにより、中学生やその保護者等への周知・理解促進を図ることを目的とする。

また、県立高校の教職員等を対象として、各高校における取組や特色ある学び、魅力等を県内外の中学生やその保護者等に効果的に発信するための広報支援業務を実施する。

(※) 普通科改革とは、県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心等を踏まえた教育の実現を図るため、学科やカリキュラム等を見直す取り組みのこと。

4. 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)までとする。

5. 委託業務の概要

(1) 県立高校の普通科改革における情報発信業務

県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心を踏まえ、学科やカリキュラムの見直しに取り組むことにより、生徒の能力を伸ばし、高校の特色化や魅力化を促進するため、普通科改革に取り組んでいる。令和7年度に普通科改革を実施する高校について、中学生やその保護者等へ周知し、理解促進を図るための情報発信を行う。

(2) 県立高校の教職員等を対象とした広報支援業務

県立高校では、生徒募集のため、ポスターやPR動画の作成、ホームページやSNSの運用、体験入学の開催、中学校への訪問、行事等のプレスリリースなど、さまざまな情報発信・広報活動を行っている。県立高校の教職員等を対象として、戦略的に広報を実施するための考え方を身につける研修会を実施する。研修会では、講義だけでなく、モデル校(2校程度)を対象に広報戦略に関するコンサルティングを行い、県立高校の広報を支援する。

6. 委託業務の内容

(1) 県立高校普通科改革情報発信業務

① 令和7年度に普通科改革を実施する高校の魅力発信のための動画制作業務

ア 動画の基本イメージ

- ・ 訴求対象は、中学生やその保護者等とする。
- ・ 学校ホームページへの掲載、学校説明会等での活用を想定した動画とすること。
- ・ 令和7年度に普通科改革を実施する高校について理解促進を図る動画とすること。
- ・ 普通科改革の目的、学校の現状や課題を理解し、改革について良好なイメージ が 持てる内容とすること。

イ 制作本数等

- ・ 2分程度の動画を1本作成すること。

ウ 企画・構成・撮影

- ・ 動画制作にあたっては、シナリオを含めた企画書等を作成すること。
- ・ 教育振興課及び学校と綿密に協議し内容を固めていくこと。
- ・ 撮影日時や撮影場所の交渉等は、受託者が行うこと。

エ 編集

- ・ 必要に応じてテロップやイラストを作成し、わかりやすく伝えること。
- ・ テロップや音楽、ナレーション等の視聴者が見やすい工夫を行うこと。

<動画の完成イメージ案>

項目	内容	時間
オープニング	・タイトル表示 ・タイトルの簡単な説明	20秒
学校紹介	・簡単な学校紹介	30秒
新設の科またはコースの説明	・科またはコースの名称 ・科またはコースの学習内容	60秒
エンディング	・問い合わせ先	10秒
計		120秒

オ 制作要件

- ・ YouTubeで再生可能な動画形式で作成すること。
- ・ 映像の解像度はハイビジョン(1280×720)以上とすること。
- ・ YouTubeアップロード用のサムネイル画像(動画タイトル含む)を作成すること。

カ 権利関係

- ・ 著作権等の権利関係は十分に確認すること。

キ 成果品

- ・ WEB公開用動画データとDVD1枚を納品すること。

〈動画完成までのイメージ案〉

時期	内容
5月下旬	・受託者の決定
6月上旬～	・県と打ち合わせ ・撮影 ・編集作業
7月上旬～	・編集作業 ・委託者の最終確認
7月中旬	・動画完成

② 県内中学生等向けリーフレットの作成に係る業務

- ・ 普通科改革の説明等と併せて、令和7年度に普通科改革を実施する高校及び令和6年度以前に普通科改革を実施した4校(鹿島高校、唐津西高校、佐賀東高校、伊万里高校)の紹介を行うリーフレットを制作すること。
- ・ 訴求対象は、県内の小学校5年生、6年生及び中学生とする。
- ・ デザイン、取材、写真撮影、ライティング、印刷等のリーフレットの制作に必要な全ての作業を実施すること。

※令和6年度以前に普通科改革を実施した4校については、必要に応じて既存の動画から切り出した静止画の使用を認める。動画データ(MP4形式)については、教育振興課から提供する。

- ・ ライティングに係る文字原稿については、教育振興課から提供する素案を基に作成すること。
- ・ 本委託業務で作成した動画及び既存の4校の動画を閲覧可能な2次元コードを掲載すること。
※2次元コードについては、教育振興課から提供する。
- ・ リーフレットは、A4サイズ1枚(三つ折り)、両面カラー印刷とする。
- ・ 総印刷枚数は42,000部とし、県内の小学校及び中学校等約240箇所への発送を行うこと。送付先のリストは教育振興課から提供する。
- ・ 発送時期については、7月～10月を予定。
- ・ リーフレットの内容については、教育振興課と綿密な打ち合わせを行うこと。
- ・ 本業務のために撮影した写真のデータを入れたDVDを納品すること。

③ 紙媒体での県内向け PR に係る業務

- ・ 紙媒体で、普通科改革の説明等と併せて、令和7年度に普通科改革を実施する高校及び令和6年度以前に普通科改革を実施した4校（鹿島高校、唐津西高校、佐賀東高校、伊万里高校）の紹介を行うこと。
- ・ 訴求対象は、県内の中学生やその保護者等とする。
- ・ 本委託業務で作成した動画及び既存の4校の動画を閲覧可能な2次元コードを掲載すること。
※2次元コードについては、教育振興課から提供する。
- ・ 掲載時期については、7月～12月を予定。
- ・ 掲載回数は1～2回程度とする。
- ・ 掲載する内容については、教育振興課と綿密な打ち合わせを行うこと。

(2) 県立高校の教職員等を対象とした広報支援業務

- ・ 県立高校の生徒募集のため、戦略的に広報を実施するための考え方を身につける研修会を企画し、年3回実施すること。そのテーマや内容は各回、異なったものすること。
- ・ 対象者は、県立高校の教職員等で、各回 50 名程度。
- ・ 研修会では、講義に加えて、公開でのコンサルティングを実施すること。具体的には、2校程度を対象に広報戦略に関するコンサルティングを行うこととし、ヒアリングや助言等を他の受講者にも公開の場で実施すること。対象校の受講者には、ヒアリングシートを事前に提出させるなど、コンサルティングの効果を高める工夫をすること。
- ・ コンサルティングの対象とする学校は、教育振興課と協議して決定する。
- ・ 研修の日時は、学校の職員が参加しやすい時間帯で設定すること。企画コンペ後に、教育振興課及び学校と協議して決定する。
- ・ 研修の実施場所は、県や学校の会議室等を想定している。企画コンペ後に、教育振興課及び学校と協議して決定する。
- ・ 講師への依頼や報酬の支払い、その他研修を円滑に遂行するための一切の業務を行うこと。
- ・ 講義資料、受講者アンケート等、研修に関する関係資料を作成すること。
- ・ 研修内容について各学校から質問や相談があった場合は、フォローアップを行うこと。

<研修・コンサルティング内容のイメージ>

- ・ 広報の目標設定、訴求対象のニーズ把握の方法
- ・ 情報発信手段を効果的に組み合わせる広報の展開方法
- ・ 効果的なタイミングで広報活動を行うための計画の策定
- ・ 効果検証（アンケートの分析等）の方法と PDCA サイクルの回し方

7. 契約上限額

5,035千円(消費税額及び地方消費税額を含む金額)を上限とする。

8. その他の留意事項

本委託業務は委託者と十分に協議の上、以下の点に留意しながら実施すること。

- ① 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ② 本委託業務の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合(申請・届け出等含む)は、受託者がこれを行うこと。
- ③ 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ④ 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、県が定める個人情報保護特例及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑤ 受託者が委託者に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。
- ⑥ 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。
- ⑦ 受託者は、佐賀県に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- ⑧ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- ⑨ 受託者は佐賀県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- ⑩ 受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書等の関係書類、請求書を委託者に提出すること。